

報酬を定めること

- 一、労働時間日給制に改定し、二級以上の者に対し三級の標準を備へ、三千八百円を上限とする。改定後の標準を算出するに際しては、
- （一）一級は二級に、二級は三級に、三級は四級に改定し、四級の標準を算出するに際しては、

昭和十七年四月三十日

三、女性の労働時間日給制に改定するに際しては、

（一）一級は二級に、二級は三級に、三級は四級に改定し、四級の標準を算出するに際しては、

二、労働時間日給制に改定し、各員の標準に比例して給与すること

東洋製紙

五級

支

支

五級

支

支

五級

一、五月一日前までに改定の標準を算出すること

東洋製紙会合古屋出張所

財團 協同會名古屋出張所

二、勤賃制度を變更し、各員の標準に比例して給与すること

（但し平均歩合支給の者には工場平均額支給すること）

三、勤賃時間制を價格制に改め最初の勤賃額に引戻すこと

四、従業員の日給の不動矛盾を改め一ヶ年を二期に分ち總花的に昇給を行

ふこと

五、年二回の賞與は勤続年限に応じて支給すること

六、従業員の間金品の贈與の事實を摘發したる時は懲罰に處すること

七、四大節當日は全従業員に給料を支給し公休日とすること

八、物價奔騰の當今臨時特別手当を支給すること

而も六月午前十時までに回答を迫つたが特殊事情の爲め午後二時開社

工場委員會委員と労働者代表を加えて約二十名と後藤所長、野口副長

等と會見懇談を重ねたが賃銀値上げ之を拒絶し勤賃制度については改

正の意あるを反しかしたのみで解決に至らず翌七日は遂に全従業員約

半数は怠業に入るに至つた。